

建築工事届・除却届について

床面積が10㎡を超える建築物を建築（新築・増築・改築・移転等）又は除却しようとする場合
建築基準法により建築工事届又は、除却届の届出が必要となります。

- 都市計画区域：**都市計画区域外**・・・建築基準法による道路はありません
- 用途地域：指定なし・・・建築基準法上の容積率、建ぺい率はありません※自然公園法は別途ご確認ください

事前確認・調整が必要な事項		担当課
☐ 今帰仁村景観条例の確認・調整	※村全域が対象区域です	
届出対象行為の例		
・ 建築物の高さが7mを超えるもの		
・ 建築物の延べ床面積が300㎡を超えるもの		
・ 土地の面積が500㎡を超えるもの		建設課 (0980-56-2255)
（区画形質の変更にあたる場合）	・・・など	
☐ 浄化槽からの排水放流先の調整		
☐ 村道・里道に関する確認・調整		
☐ 水道引込についての確認・調整		水道課 (0980-56-2260)
☐ 地域計画に関する確認・調整		
☐ 農業振興地域に関する確認・調整	【 農振法 】	経済課 (0980-56-2256)
☐ 農道に関する確認・調整		
☐ 森林法に関する確認・調整		
☐ 土地改良に関する確認・調整		(土地改良区) (0980-56-5363)
☐ 農地転用についての確認・調整	【 農地法 】	(農業委員会) (0980-56-2256)
☐ 埋蔵文化財の確認		(歴史文化センター) (0980-56-5767)
☐ 今泊集落の文化的景観(フクギ)に関する確認・調整		
☐ 合併処理浄化槽の設置について		住民課 (0980-56-2102)
☐ 赤土条例等の確認		
☐ 3000㎡以上の開発行為等の確認	【 県土保全条例 】	企画財政課 (0980-56-2114)
☐ 自然公園法に関する確認		

※ 確認申請か工事届かいずれの場合でも事前に担当部署との確認・調整を十分行ってください

工事届の提出書類

○建築工事届(第1面～第4面、新様式は第1面～第3面) ※県HPからダウンロード可能 2部

※令和7年1月1日から届出様式が変更となりました。

○図面【位置図・配置図(浄化槽の有無と放流先を明記すること)・平面図・立面図】

- ・ 下記に該当する場合、添付図面は建築士法による資格者を明記すること。
(木造の場合：3階建て以上又は100㎡を超える／木造以外の場合：30㎡を超える) 1部
- ・ 景観条例により、立面図には景観計画に適合する旨の仕上を明記すること

○浄化槽設置届出書 北部福祉保健所の受理印が押された表紙の写し 1部

○委任状 工事届受理証明書の受取についても記載が必要です 1部

除却届の提出書類

○除却届(第1面～第2面) ※県HPからダウンロード可能 2部

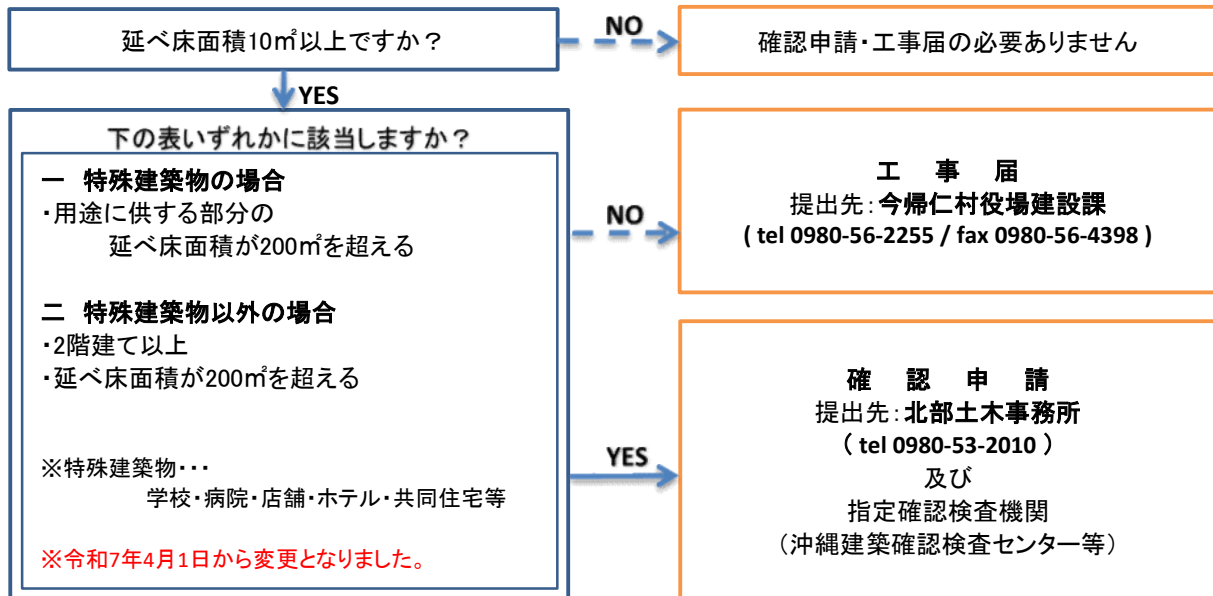
○除却予定建築物の現況写真（2枚程度） 1部

※令和7年1月1日から届出様式が変更となりました。

※ 提出された書類については返却されませんので必要な方は控えをご用意ください

提出先：今帰仁村役場 建設課 土木建築係 (tel 0980-56-2255 / fax 0980-56-4398)

建築工事届フローチャート



プレハブの設置を検討中の方へ

建築基準法では、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱もしくは壁があるものを建築物として定義されています。床面積が10㎡を超える場合は工事届又は確認申請が必要です。
(プレハブ倉庫で奥行き1m以下、高さ1.4m以下のものは除く)

コンテナの設置を検討中の方へ

倉庫等の用途で継続的に利用し、随時かつ任意に移動できないものは建築物となります。基礎を設けるなど、地震、台風その他の振動、衝撃等に対して安全性の確保をお願いします。

手続きの流れ(景観条例届出対象行為の場合)

